様式第１

一般競争入札参加申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　岐阜県立飛騨神岡高等学校長　　様

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

代理人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

岐阜県の県有施設に自動販売機を設置したいので、入札説明書の内容を承諾の上、当該物件に係る一般競争入札に参加を申し込みます。

申込物件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置  台数 | 種類等 |
| １ | 飛騨市神岡町小萱  2138番地2 | 渡廊下 | 1.45㎡  自動販売機部分  幅1.2m×奥行1.0m  回収ﾎﾞｯｸｽ設置部分  幅0.5m×奥行0.5m | １台 | 清涼飲料水や乳飲料等  （缶又はPETﾎﾞﾄﾙ）  炭酸飲料を除く。  （炭酸飲料(無糖)は可） |

　 【添付書類】

　　　　①誓約書

　　　　②設置する自動販売機カタログ　　　　各１通

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

様式第２

誓　　　約　　　書

　　　 令和　　年 月 日

　岐阜県立飛騨神岡高等学校長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

　　　　　 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び

　　　　　 代表者の氏名を記載してください。

　このたび、自動販売機設置に係る一般競争入札の参加申込みに当たり、下記の事項に相違ない旨確約の上、貴県における入札、契約等に係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

　なお、下記３について疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号及び第２項各号に掲げる者に該当しません。

２　岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外) に登載されています｡【資格者番号　　　　】

３ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれにも該当しません。

① 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

②　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

③　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等

④　役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等

⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等

⑥　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等

　　⑦　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等

　　⑧　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これらを利用していると認められる個人又は法人等

⑨　②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等

４　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。

５　自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置施設名等 | 所在地 | 設置台数 | 設置期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　入札の参加に当たっては、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容を承知した上で参加します。

様式第３

入　　　　札　　　　書

令和　　年 月 日

　岐阜県立飛騨神岡高等学校長　　様

　　　　　　　　　　　　　　入札者　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

※代理人が入札する場合は、一般競争入札参加申込書の申込人の住

所又は所在地及び氏名又は名称並びに代理人の氏名をご記入くだ

さい。

※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

　下記の金額をもって入札します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札金額 |  | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

　入札事項　「自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借」

　 　 物件番号１の賃貸借物件

（注）１ 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「金」又は「￥」の文字を記入するこ

と。

２ 記載する金額は、契約希望金額(賃貸借期間中の賃貸借料総額)の110分の100に相当する金額を記入すること。

様式第４

委　　　　任　　　　状

　代理人　住　所

　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　私は、上記の者を代理人と定め、下記の自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置  台数 |
| １ | 飛騨市神岡町小萱  2138番地2 | 渡廊下 | 1.45㎡  自動販売機部分  幅1.2m×奥行1.0m  回収ﾎﾞｯｸｽ設置部分  幅0.5m×奥行0.5m | １台 |

令和　　年 月 日

　　岐阜県立飛騨神岡高等学校長　様

　委任者（申込人）

　住所又は所在地

　氏名又は名称

　及び代表者氏名 　 　　　　　　印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

　　　　　 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び

代表者の氏名を記載してください。

様式第５

く じ 引 き に 係 る 委 任 状

　　私は、下記の自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札においてくじ引きが必要となる案件に関して、当該入札事務に関係のない岐阜県職員を代理人と定め、次の権限について委任します。

　１　くじを引く順番を決定するくじを引くこと。

　２　落札者を決定するくじを引くこと。

記

次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置  台数 |
| １ | 飛騨市神岡町小萱  2138番地2 | 渡廊下 | 1.45㎡  自動販売機部分  幅1.2m×奥行1.0m  回収ﾎﾞｯｸｽ設置部分  幅0.5m×奥行0.5m | １台 |

令和　　年 月 日

　　岐阜県立飛騨神岡高等学校長　様

　委任者（申込人）

　住所又は所在地

　氏名又は名称

　及び代表者氏名 　 印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

　　　　　 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び

代表者の氏名を記載してください。

様式第６

県有財産賃貸借契約書（案）

　貸主岐阜県立飛騨神岡高等学校（以下「甲」という。）と借主　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

　（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

　（賃貸借物件）

第２条　賃貸借物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置  台数 | 種類等 |
| １ | 飛騨市神岡町小萱  2138番地2 | 渡廊下 | 1.45㎡  自動販売機部分  幅1.2m×奥行1.0m  回収ﾎﾞｯｸｽ設置部分  幅0.5m×奥行0.5m | １台 | 清涼飲料水や乳飲料等  （缶又はPETﾎﾞﾄﾙ）  炭酸飲料を除く。  （炭酸飲料(無糖)は可） |

　（用途の指定）

第３条　乙は、賃貸借物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

２　乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

　（賃貸借期間）

第４条　賃貸借期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

　（契約更新等）

第５条　本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）又は契約期間の延長を行わないものとする。

　（賃貸借料）

第６条　賃貸借料は、次のとおりとする。

　　契約金額　金**＜落札価格＞**円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

２　甲は、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができる。

　（賃貸借料の支払）

第７条　甲は、前条に定める賃貸借料について、次に掲げるとおり、各年度当初に乙に納入通知書を送付するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年　度 | 納　付　金　額 |
| 令和７年度 | 円 |
| 令和８年度 | 円 |
| 令和９年度 | 円 |

２　乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に賃貸借料を支払わなければならない。

　（光熱水費の支払）

第８条　乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には、光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

２　甲は、施設全体の光熱水費使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から光熱水費を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

３　乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。

　（延滞金）

第９条　乙は、前２条の規定に基づき、甲が定める納期限までに賃貸借料及び光熱水費（以下「賃貸借料等」という。）を支払わなかったときは、県税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

　（充当の順序）

第10条　乙が賃貸借料等及び延滞金を支払うべき場合において、乙が支払った金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

　（契約保証金）

第11条　契約保証金は、免除する。

　（契約不適合責任）

第12条　乙は、この契約締結後、賃貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、賃貸借料の減額及び損害賠償等の請求をすることができない。

　（維持保全義務）

第13条　乙は、善良な管理者の注意をもって賃貸借物件の維持保全に努めなければならない。

２　乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

　（維持補修）

第14条　甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

２　賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

　（転貸等の禁止）

第15条　乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供することができない。

２　乙は、この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することができない。

　（実地調査等）

第16条　甲は、必要に応じて、乙に対し、賃貸借物件、売上げ状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

２　乙は、正当な理由がなく報告若しくは資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

３　甲は、賃貸借期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、第１項の規定により乙から賃貸借物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、当該売上実績を公表することができる。

　（違約金）

第17条　乙は、第４条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

　(1)前条に定める義務に違反した場合又は第19条各号のいずれかに該当した場合

　　　金**＜賃貸借料の１年分に相当する額＞**円

　(2) 第３条及び第15条に定める義務に違反した場合

　　　金**＜賃貸借料の１年分に相当する額の３倍の額＞**円

２　前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

　（契約の解除）

第18条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

　(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

　(3) 乙が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

　(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

　(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

　(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

　(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

　(8) 乙が、主務官庁から営業禁止処分若しくは営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

　(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

　(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

　(11) 前各号に掲げる事由に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

　（暴力団排除措置による解除）

第19条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

　(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。

　　以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

　(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 乙の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(8) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

(10) 乙が、第３号から前号までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方としていた場合（同号に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わないとき。

　（原状回復）

第20条　乙は、第４条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前２条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

　（賃貸借料の返還等）

第21条　甲は、第18条又は第19条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

２　甲が第18条及び第19条の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により乙に損害があっても、甲は、損害を賠償する責を負わない。

　（損害賠償等）

第22条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（有益費の請求権の放棄）

第23条　乙は、第４条に規定する賃貸借期間が満了した場合又は第18条若しくは第19条の規定により契約が解除された場合において、賃貸借物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

　（返還金の相殺）

第24条　甲は、第21条の規定により賃貸借料を返還する場合において、乙が第17条第１項に定める違約金又は第22条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する賃貸借料の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第25条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、全て乙の負担とする。

　（疑義等の決定）

第26条　この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

　（裁判管轄）

第27条　この契約に関する訴の管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

　この契約を証するため、書面の場合は本書２通を作成し記名押印を、電磁的記録の場合は

電子署名を行い各自保有する。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　 岐阜県飛騨市神岡町小萱2138番地2

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岐阜県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　岐阜県立飛騨神岡高等学校

校長　各務　友浩　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者氏名

特記仕様書

１ 妨害又は不当介入に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照ら して合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨 げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合 は、入札参加資格を停止することがある。

２ 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に債務を履行でき

ないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

様式第７号

入札等・契約辞退届書

令和　　年　　月　　日

　　岐阜県立飛騨神岡高等学校長　様

（申請者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

担当者氏名

連絡先

次の発注案件について、入札等又は契約を辞退します。

１　発注案件名

　　自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借

２　辞退内容（該当するものに〇をしてください。）

入札等の辞退　　・　　契約の辞退

３　辞退理由

注）　契約を辞退した者は、岐阜県において入札参加資格停止の措置をとることがあります。

様式第８

質　問　書

令和　　年　　月　　日

案件名：自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受信者 | | 岐阜県教育委員会　飛騨神岡高等学校  TEL：0578-82-1147　FAX：0578-82-4865  E-Mail：[c27341@pref.gifu.lg.jp](mailto:c27341@pref.gifu.lg.jp) |
| 発信者 | 法人名 |  |
| 代表者  職氏名 |  |
| 連絡先 | 氏名 |  |
| 電話 |  |
| E-Mail |  |
| ＦＡＸ |  |
| 質疑内容 |  | |